

# 社会福祉法人身延町社会福祉協議会 平成27年度 事業計画書

## 【基本方針】

国内経済は、国の政策により穏やかに回復しつつあるとの見識もありますが、地方においては、依然として不透明感が拭えない厳しい状況が続いております。

一方町に目を向けると、町の人口は平成26年4月1日現在、13,841人で平成17年度末から較べると3,341人の減となっており、急激な少子高齢化と過疎化に対する対策が急務となっています。

財政面では、町合併以来続けられてきた地方交付税合併算定替が平成27年度から今後5年間で縮減されるなど、町政運営が大変困難な状況に直面しています。このような中で、行政との関係が不可分の社協としては、地域住民、自治組織、民生児童委員、ボランティア団体等地域のさまざまな団体との協働を今まで以上に密にしていかなければ、社協が進める諸課題を解決することはできないものと考えます。このことを踏まえて、地域住民の皆様に「見える社協」として地域に密着した住民福祉の向上に努めてまいります。

## 【協議会運営】

身延町の総人口に占める65歳以上の高齢者数は5,686人(41.1%)で、ひとり暮らし高齢者は1,458人(10.5%)となっており、それぞれの対象者数や総人口に占める割合も依然として高水準で推移しています。また、認知症の患者は836人(6%)とされていることなどから、町のさまざまな福祉施策の展開が必要となっているとともに、地域ぐるみで諸課題への対応が求められています。

こうした現状を踏まえて、安心して生活できる福祉のまちづくりを推進していくために、前年度に引き続き地域福祉の推進に力を注ぐ一方、町の予算は大変厳しい状況にあります。少ない経費でも大きな成果が得られる実効性のある活動を展開していきたいと考えます。そのためには、まずは事務事業の効率的な運営や当然のことながら現場に臨む社協職員の意識改革等が不可欠となります。

そのような中、昨年12月には、社協改革検討委員会を立ち上げ、各種の検討課題に取り組んでいます。この中での検討事項は、大きく2つに分かれます。まず、事務事業の見直しについて、継続する事業、廃止も視野に入れて内容を検討する事業、新規事業等メリハリをつけた事業運営を行います。もうひとつは、社協の自律的な事務局体制の構築です。町における地域福祉推進の実動部隊である社協にとって、福祉活動の現場の声を町の施策に反映していくとともに、町民の福祉ニーズの発掘にも努めていかなければなりません。そのためには、自律的な事務局体制の早期の構築が必要です。この事務局体制の自律化とともに、役員等の皆様と連携を深めることによって、社協を単なる「事業体」としてではなく、さまざまな住民の声を業務に反映できる本来の意味での「協議会」体制となるよう全力を尽くしてまいります。

## 【事業計画】

### 1 事業推進体制及び経営基盤の強化

円滑な社協活動を実践するため、社会福祉協議会の事務局体制の見直し充実強化を図るとともに、事業等の共通理解を深めるための役職員による研修会等を実施します。

- ① 理事会・評議員会等の開催
- ② 自律的な事務局体制の構築
- ③ 役職員に対する研修機会の確保
- ④ 地域福祉活動の推進
- ⑤ 関係機関・団体との連携強化
- ⑥ 会員入会の促進
- ⑦ 基金等の設置運用

### 2 広聴広報活動の充実・啓発活動の推進

「社協だより」などによる地域福祉情報の提供に努めて行きます。また、各種イベントの開催により、地域福祉（活動）の理解を進めます。さらに、ホームページ等を開設して住民との「情報の双方向化」を進めます。

- ① 「社協だより」の発行及び町広報紙の活用
- ② 社協への意見募集（メール及びご意見箱の設置）
- ③ 社協ホームページの開設及び運用
- ④ みのぶまつり（健康と福祉部門）・ボランティアの集い等の開催

### 3 ボランティア活動の推進と社会参加の促進

ボランティア活動のすそ野を広げ、誰もが地域福祉活動に参加できるような講座、講演会等の開催及び地域での活動の場づくりを進めます。登録ボランティア制度を検討し、個別ボランティアの活動の場づくりを進めます。災害ボランティアセンターの設置運営については、ボランティア組織以外にも公募による登録制を検討し、設置運営の研修を開催します。

- ① ボランティアセンターの組織・機能充実
- ② ボランティア団体等への支援
- ③ ボランティア情報紙の発行
- ④ ボランティア学習会の開催
- ⑤ ボランティア普及協力校事業への協力
- ⑥ 災害ボランティアセンター機能の充実
- ⑦ ボランティア連絡協議会の支援
- ⑧ ボランティア登録制度の検討

## 4 権利擁護事業及び援護事業の充実

認知症高齢者や知的・精神障がい者等が自立的に日常生活を営めるよう日常生活自立支援事業を展開します。また、生活困窮世帯の自立支援を目的に県社協とも連携して、各種貸付制度の充実に努めて行きます。

- ① 日常生活自立支援事業の充実（基幹的社協事業を含む）
- ② 生活福祉資金貸付償還事務の受託実施（県社協受託事業）
- ③ 社会福祉金庫の貸付事業
- ④ 法外援護費の支給

## 5 相談事業の充実

日常的な相談ごとが気軽にできる場として、「心配ごと相談所」を町内3箇所に定期的開設します。また、行政等の他機関とも連携して解決に努めて行きます。さらに、法的な内容の相談については、年4回開催予定の弁護士による無料法律相談により解決への環境づくりに努めます。

- ① 心配ごと相談所の開設
- ② 他の相談機関との連携
- ③ 弁護士による無料法律相談

## 6 共同募金事業の推進

地域福祉の推進を図るために町民の皆様からご寄附いただいた募金の精神に絶えず立ち返り、募金活動の推進はもとより、事業成果の取り組みを寄付者の皆様に目に見える形で理解いただけるよう努めます。

- ① 県共同募金会身延町分会の事務局担当
- ② 共同募金推進に対する広報・啓発
- ③ 共同募金配分金事業の実施

## 7 町受託事業の充実

町の政策的な福祉事業の数々を受託していることから、事業現場における利用者等の声に耳を傾け、事業の目的が達成されているか町とともに検証を行いより充実した事業の実施に努めます。

- ① 生きがいデイサービスセンターの受託実施
- ② 配食サービス事業の受託実施
- ③ ホームヘルプサービス事業の受託実施
- ④ 介護予防事業の受託実施（高齢者男性料理教室）
- ⑤ 家族介護者交流事業の受託実施（在宅介護者の集い）
- ⑥ 移動支援事業の受託実施

## 8 地域福祉事業の推進

地域福祉関係団体や小中学校へ講師の派遣や助成を行う中で、地域福祉に対する理解を深めてもらうとともに、さまざまな団体と連携して地域福祉の課題を解決していくための諸事業を推進して行きます。

- ① 福祉関係団体に対する支援（講師派遣・福祉団体への助成）
- ② 福祉教育の推進（小中学校への講師派遣・福祉教育への助成）
- ③ 地域支え合い事業の推進

## 9 在宅福祉・介護保険等による事業の推進

民間の介護保険事業所が町内に存在する中で、社協の公共的、社会的使命を深く自覚し、町の包括支援センターと連携して、「介護の隙間」が発生しないように介護保険サービス等の充実を図って行きます。

- ① 通所介護事業所の経営
- ② 訪問介護事業所の経営
- ③ 居宅介護支援事業所の経営
- ④ 居宅介護事業所の経営（障がい福祉サービス事業）

## 10 その他事業

福祉関係諸団体の事務局を担当する中で、地域福祉の諸実態及び福祉ニーズの発掘を行い、諸団体が生き生きと活動できる諸条件の整備に努めます。

平成26年度に策定した地域福祉活動計画に基づく事業を実施する中で、単に事業をこなすだけでなく、事業検証を行い次の計画的実践に活かしていきます。

高齢者福祉の観点から門野の湯及び下部温泉会館の地域資源を有効に活用するため、福祉バスの運行を行います。また、福祉のまちづくりに資する研修等にも有効に活用できるよう、広報等に努めます。

- ① 福祉関係諸団体の事務局担当（老人クラブ連合会・身障福祉会・ボランティア連絡協議会）
- ② 地域福祉活動計画に基づく事業実施及び検証
- ③ 福祉バスの運行